

浪江町移住者向け住宅支援事業

賃貸住宅に住む移住者に対し、
最大で月4万円の家賃を補助します。



割引

月額家賃のうち
 37,000円を超える金額について

最大 月40,000円
 を補助



割引期間

最長24カ月

対象者（すべてを満たす）

- ✓ 平成23年3月11日時点で浪江町に住民票登録されていない人
- ✓ 令和6年4月1日以後に転入した人
- ✓ 5年以上定住する人
- ✓ 相双地方において就業または起業する人(転勤、配置転換等は除く)
- ✓ **不動産管理業を営む町内事業者** 又は **不動産流通4団体に加盟して不動産管理業を営む事業者**が管理若しくは仲介する町内の民間賃貸住宅に入居する人 **(本事業の交付手続きに対応できる事業者に限ります)**

※ アパート等を決める前に、要件や補助対象となる物件の確認が必要なので、移住推進係(0240-23-5764)までご相談ください。

(参考) 町内不動産事業者

連絡先

住所

(株)双葉不動産 本店	0240-35-2950	浪江町大字権現堂字上続町18-2
(株)二一ズ 浪江支店	0240-35-5833	浪江町大字幾世橋字六反田4-1
(株)さくら不動産	0240-35-4527	浪江町大字権現堂字本城12-1

申請手続きの流れ

- ① 上記不動産事業者との賃貸借契約の締結 → 引越・転入手続き
- ② 申請書類の提出 → 書類審査後、補助対象となれば証明書の受領
- ③ 証明書を契約不動産事業者に提示 → 家賃割引

お問い合わせ先

移住定住相談窓口

一般社団法人 まちづくりなみえ

☎ 0240-23-7530 ✉ info@mdnamie.jp

受付時間: 9:00 ~ 18:00 定休日:(水)(日)(祝)